

小論文

■出題のねらい

【全体方針】

本学知的財産学部は、知的財産を「創造・保護・活用」する「知的創造サイクル」の全局面で主導的な役割を果たす専門人材の育成を目的としています。

高度情報化社会において、知的財産制度はイノベーションを牽引する社会的インフラとしての重要性を増しています。そのため、本学部の入試では、単なる知識量ではなく、知的財産への基礎的な関心や社会事象の捉え方、そして入学後の高い学修意欲と論理的思考力の有無を選別の主眼としました。

本年度は、制度の根本的意義を問う理論的な設問（問1）と、個人の体験や事例を権利や制度の理解へ接続させる応用的な設問（問2）により、受験生の資質を多角的に確認することを意図しています。

【問1について】

知的財産の創造・保護・活用が、なぜ産業や文化の発展に寄与するのかという、法の存在意義そのものを問いました。このメカニズムの理解は、本学での学びの出発点となります。

核心は、特許法や著作権法による「独占権の付与」が果たす経済的・社会的機能の論理的な説明です。具体的には、以下の循環構造（知的創造サイクル）の理解を求めています。

- 【「創造」→「保護」】インセンティブの付与：法的保護により利益確保が見込めるため、創作意欲（インセンティブ）が高まる。
- 【「保護」→「活用」】情報の公開と利用：独占権と引き換えに技術や作品が公開され、第三者による改良や新たな創作が可能になる。
- 【「活用」→「創造」】産業・文化の発展：結果として優れた成果物が次々と生まれ、社会全体の利益が増大する。

さらに、「制度が存在しなかった場合」との対比も求めています。これは、制度がない場合に生じる模倣の横行（フリーライダー問題）や、技術の秘匿化（ブラックボックス化）による停滞を考察させることで、法の機能や意義を逆説的な視点からも深く理解しているかを確認するためです。

【問2について】

本問は、個人の体験や関心を特定の知的財産権と結びつけ説明することを求めたものです。問1の客観的理解に対し、問2では主観的関心を客観的な法的議論へ昇華させる「体験から法的理解への橋渡し」を思考する能力を試す意図があります。

対象とする権利の種類は問いませんが、以下の2点が明確であることを評価基準とします。

- 正確な法的理解：その権利の保護対象や排他的効力（禁止行為など）を正確に理解を求めています。例えば、著作権における「表現の保護」や「無断複製の禁止」といった基礎知識に基づいた説明が求められます。
- 関心の背景と論理性：なぜその権利や事例に興味を持ったのかという動機部分です。単なる興味にとどまらず、原体験や社会的な問題意識に基づき、説得力のある論理展開ができるかを評価します。

これらを通じ、日常の出来事を「知的財産制度」を通して見る感度と、自ら課題を探究する主体的な姿勢を測ります。

■講評

【全体概況】

本年度の小論文試験では、答案の質に二極化が見られました。出題意図を深く捉え、専門用語を用いて論理的に構成された秀逸な答案があった一方、設問の要求を満たせず、表面的な知識や情緒的な感想に終始する答案も散見されました。小論文では「問われたことに答える」姿勢と論理的な説得力が不可欠です。また、指定された文字数に満たない回答もあり、評価に影響しました。

【問1について】

「創造へのインセンティブ」機能については多くの受験生が触れており、基礎知識の定着が確認できました。しかし、論述の深さで評価が分かれました。

高評価のポイント：独占権付与と再創造の経済的な因果関係を明確に示し、さらに「制度がない場合」の弊害（開発意欲減退や技術秘匿など）を具体的かつ鮮やかに対比させた答案を高く評価しました。制度の機能を立体的・多面的に論じている点が優れていました。

改善が望まれるポイント：「模倣は悪いことである」といった道徳的主張にとどまり、産業発展への社会的メカニズムの説明が不足している答案が多く見られました。また、求められた「対比」の視点が欠落しているケースもありました。単に必要性を訴えるだけでなく、制度不在時の経済的損失等を論理的に推測する力が求められます。

【問2について】

テーマは身近な「著作権」（ゲーム、漫画、WEB動画等）が多数を占めましたが、特許紛争や商標問題などニュース事例を取り上げた意欲作もありました。

高評価のポイント：「個人的体験・事例」と「客観的な権利説明」のバランスが鍵となりました。自身の体験から抱いた疑問を出発点とし、それを「権利侵害」や「引用ルール」などの法的論点へスムーズに展開させた答案は、強い説得力を持ち高評価となりました。

改善が望まれるポイント：個人的エピソードが大半を占め、権利内容の説明が疎かな答えはさらなる準備が期待されます。また、権利の混同（保護対象と権利を間違えている）など誤った理解に基づく記述も見られました。

【総括】

知的財産学部を志望する皆さんにとって、今回の出題内容は将来の専門家としての土台となる必須テーマです。「なぜ知的財産を守るのか」「何に関心があるのか」という問いは、入学後も繰り返し問われます。

高校での学習機会は限られていても、大学 Web サイトや公的機関の教材（特許庁のウェブサイト、文化庁の著作権ウェブサイト）、日々の報道など情報源は豊富です。これらを能動的に活用し、社会事象を知的財産の視点から捉え直す思考習慣を身につけておくことを期待しています。